

2 指定の基準について

2-1 公益要件

(1) 公益要件（他都市の例）

- ①活動に関すること
活動の内容、活動の規模
- ②法人以外からの支持に関すること
市民からの支持、行政からの支持、地域住民からの支持、他団体等からの支持
- ③活動実績を発信する仕組みに関すること
インターネット、マスメディア、会報誌の配布・設置
- ④継続性に関すること
寄附を集める活動を継続的に行う見込みがある
- ⑤評価により活動を改善する仕組みを有すること
外部から評価を受けることにより、活動の内容を改善する仕組みを有する

(2) 基本的な考え方（事務局案）

公益性を担保するものとして、その活動が「熊本市民の福祉の増進に寄与する」ものであり、「市民に求められている（ニーズがある）」ものであることが必要と考える。更に制度を契機として市民公益活動の推進を図るという本市の方針を踏まえて「積極的に広く情報を発信していること」も必要である。そこで次の3項目を公益性の指標とし、それぞれの項目に基準を設定する。

また基準設定については、他都市の事例を参考に、本市のNPO法人の実態を踏まえた基準とする。

- ① 活動に関すること
熊本市民の福祉の増進に寄与する活動であること。
 - ・活動が地域の要望に対応している
 - ・活動により利益を受ける市民が存在する 等
- ② 法人以外からの支持に関すること
法人以外から一定の支持を有すること。
 - ・寄附の件数・金額
 - ・ボランティア協力の人数・時間
 - ・行政・企業等からの助成、その他委託事業の有無 等
- ③ 積極的な情報発信に関すること
条例個別指定制度を契機として、NPO法人への信頼や期待など市民の気運を高め、市民公益活動を推進することを1つの目的としていることから、法人の活動を多くの人に発信していること。
 - ・インターネット
 - ・会報誌等での発信 等